

令和3年度（2021年度） 野比中学校 部活動に係る活動方針

第1 部活動指導の目標

生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、本校の部活動が次の点を重視して、最適に実施されることを目指す。

- (1) 学校の教育活動の一環として、本校の教育目標を踏まえ、学校全体として指導・運営に係る体制を構築する。
- (2) 生徒の多様な学びの場として、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- (3) 教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むとともに、生徒の自主性・自発性を尊重した活動が行われるよう、指導を工夫する。

第2 部活動運営方針

Ⅰ 指導・運営体制

(1) 部の設置

ア 各部に所属する生徒数や教員数、部活動技術指導者の派遣状況、部活動指導員の配置状況等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

イ 今後、在籍生徒数の減少に伴い、教員数の減も見込まれ、現在の設置数を維持することが難しい状況が予想されるため、創部・休部・廃部等について、次のように規定する。

① 創部について

いかなる理由があっても、新しい部活動をつくらない。ただし、下記の部分がクリアできた場合については、検討の余地を残す。

- ㊦ 現状の職員人数が大幅に増員され、3年以上継続される見込みがある場合。
- ㊧ ㊦の条件が満たされ、なおかつ、「顧問が3年以上異動しないだろうという予想」「活動に必要な部員数が十分に確保される」「活動場所・活動内容が明確な場合」とする。

② 部の名称や活動内容の一部変更について

部の名称や、活動内容の一部を変更することは、下記の手順によって認める。

- ㊦ 管理職に相談する。
- ㊧ 顧問・生徒(必要に応じて、保護者の理解・協力も必要)が十分に理解している。
- ㊨ ㊦㊧を前提として、職員会議に提案し、全体の場で認められる。

③ 休部・廃部の条件と手順

下記の条件を満たしたとき、休部期間を経て後に、次年度より廃部するものとする。また、PTA運営委員会にも図り、理解を得る必要がある。

- ㉞ 在籍部員数が0または、大会参加人出場可能人数に満たなかった場合廃部の候補とする。

【補足】

- i 大会出場可能人数とは、個人種目の部活動で最低4名とする。
 - ii iは、現在、存続する部活動(ソフトテニス)において、「団体戦」に出場できる最低人数が4名であることを根拠としている。
 - iii 団体種目については、その部活ごとによって大会出場可能人数が違うので、下記に示す。
バスケットボール(5人)、サッカー(11人)、軟式野球(9人)、
バレーボール(6人)、ソフトボール(9人)
 - iv 文化部については、「0人」を最低人数として考える。
- ㉟ 在籍部員数が㉞の状態(3年生の引退により)で、4月を迎えたとき、新入生・在校生の入部希望者を一年間募るものとする。
- ㊱ ㉟において、人数に見合った予算はつける。ただし、4月の本入部の時点で、部員が「0」の場合は、予算措置は行わない。
- ㊲ ㉞の条件が満たされない場合は、次年度より「廃部」とし、部員を募集しない。新入生保護者集会においても、その旨を伝える。

(2) 指導体制

ア 部活顧問の決定について

原則、「全員顧問制」をとる。部活動顧問の決定に当たって、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動外部指導者の派遣状況、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意する。

㉟ 希望表をとる(第一希望・第二希望)

㊱ 教育課程検討委員会で検討・調整を図る(希望に入っていない場合は、必ず相談する。)

イ 部の設置はないが、大会等への参加を希望する生徒がいる場合の対応については、毎年度確認し、校長が判断する。

(特例)

社会体育の一環として、定期的に練習を行い、学校に参加要請があったもの。

㉟ 参加できる大会を「中総合」「全中まで繋がっている大会」と規定する。

㊱ 原則として、教頭等が参加申し込みをし、引率して大会に参加する。

ただし、日程的に厳しい場合も考えられる。「所属学年の職員」が引率を行う。

㊲ 考えられる種目として「体操」「剣道」等々。

2 適切な指導の実施

(1) 部活動の実施に当たっては、次の点に留意する。

- ① オーバーユースや持続的な負荷によって発症する障害、一度の大きな外力によって発症する外傷などの予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含めた、生徒の心身の健康管理
- ② 生徒の活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等、事故防止の徹底
- ③ 体罰やハラスメントの根絶の徹底

(2) 部活動顧問は、適切な部活動を推進するため、年間活動計画、月別活動計画、月別活動実績を作成し、校長に提出する。

(3) 活動時間や活動場所、年間の経費等については、保護者・生徒に明示し理解を得る。

① 活動時間について

時期	活動終了	完全下校
4月～10月	5：30	5：45
11月、1月、2月、3月	5：20	5：35
12月	4：45	5：00

- ➡ 完全下校とは、部員全員が校門を出ている状態を指す。
 - ➡ 公式戦や発表会などがある場合、1週間前に限り、30分間活動が延長できる。
 - ➡ 半日の日は、帰りのSHR後から20分間を昼食の時間とする。昼食場所は教室とする。また、放課後の活動は3時間とする。延長は認めない。
- ② 朝練習は原則なし（試合前1週間は許可する）
- ㊦ 試合前一週間以外で、朝練習を認める事例は極力作らない。
 - ㊧ 朝練習時の補食(おにぎり程度)については、許可する。

部活動の朝練習：7：15登校 7：15～8：05活動

③ 長期休業について

長期休業中の活動は、事前に活動計画を顧問長に提出して行う。活動時間は休日の活動時間にならう。活動日数は以下の通りである。（公式戦は除く。）

- ㊦ 夏季休業 20日間以内
- ㊧ 冬季休業・春季休業 7日間以内

3 休養日等の設定

オーバーユースや持続的な負荷によって発症する障害、バーンアウトなどを予防するとともに、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日等を確保する。休養日等の設定については、以下を基準とする。

- (1) 週当たり原則2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週休日」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の週休日に振り替える。)
 - ① 学年会・職員会議・校内研修会等は、原則として「月曜日」に設定し、休養日とする。
 - ② 定期テスト前一週間は、休養日とする。
 - ③ ②であっても、大会がある場合を考慮して、下記の手順を踏む
 - ㉞ 保護者に「お知らせ」を出し、理解を得る。生徒が十分理解していることは最低条件である。
 - ㉟ 顧問長→管理職→職員への相談・連絡を徹底する。
 - ㊱ あくまでも、大会当日における「怪我」等の予防であることを認識して、練習内容を考えなければならない。
- (2) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、週休日及び学校の休業日は3時間程度を原則とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (3) 朝練習は、原則として行わない。
- (4) 校長は、上記の基準を踏まえ、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う。

なお、各部活動によって、練習場所、公式戦やコンクール等の時期等の条件により、統一的・定期的な休養日を設定することが難しい場合については、月間単位、年間単位で柔軟に設定する。この場合、月間では、平日及び週休日にそれぞれ少なくとも1日以上の休養日を設けること、また、単一年度内に、平日及び週休日それぞれにおいて少なくとも52日以上に相当する休養日を設けることとする。

4 大会等の参加

週末等に開催される様々な大会・試合・コンクール・地域行事等への参加については、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮する。

校長は、上記を踏まえ、学校の部活動が参加する大会等を精査する。また、こうした取組を推進することについて、保護者や地域の理解と協力を促す。